



島根県報

平成26年8月19日（火）

第2,624号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により認可外保育施設保育士資格取得支援事業費（青少年家庭課） 2

補助金の交付の対象等を定める告示

保安林の指定の解除（2件）（森林整備課） 3

【公 告】

島根県立総合福祉センターの指定管理者の募集（健康福祉総務課） 3

島根県立はつらつ体育館の指定管理者の募集（障がい福祉課） 7

【特定調達公告】

給与管理システム開発・運用保守業務に係る随意契約の相手方等（人 事 課） 11

空港用スノーパ除雪車調達に係る一般競争入札の実施（港湾空港課） 11

島根県立隠岐水産高等学校模擬視界表示機能付レーダー・自動衝突予防援助装置（教育施設課） 14

シミュレーターの調達に係る一般競争入札の実施

【教委公告】

島根県立体育施設等の指定管理者の募集（保健体育課） 16

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定取消し 21

告 示

島根県告示第475号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示（平成25年島根県告示第355号）は、廃止する。

平成26年 8 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金

2 交付の目的

認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

3 交付の対象、補助対象経費、補助金の額又はその交付の率及び交付の限度額

交付の対象	補助対象経費	補助金の額又はその交付の率	交付の限度額
次のいずれかに該当する施設 (1) 届出対象の認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日付け雇児発第0121002号）に基づく認可外保育施設指導監督基準（以下「基準」という。）を満たす旨の証明書が交付されている施設をいい、保育緊急確保事業における小規模保育事業を行う施設を含む。） (2) 幼稚園型認定こども園 (3) 届出対象外の認可外保育施設（届出対象外の施設で基準を満たしていると県が判断した施設をいう。）	左記の施設に勤務する保育士資格を有していない者が保育士資格を取得するために養成施設に対し支払う次に掲げる経費 (1) 入学金 (2) 受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等の補助教材費を含む。）を含む。）	補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）	(1) 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する保育従事者1人につき、300,000円を上限とする。 (2) 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する保育従事者のうち、保育士試験の実施について（平成15年12月1日付け雇児発第1201002号。以下「保育士試験通知」という。）別表①を活用する保育従事者1人につき、200,000円を上限とする。 (3) 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する保育従事者のうち、保育士試験通知別表②又は③を活用する保育従事者1人につき、100,000円を上限とする。
	代替保育従事者雇上費	1日当たり5,800円	

備考

- 養成施設とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- 入学金及び受講料については、受講した者が保育士証の交付を受けた場合に限り、当該経費を補助する。ただし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに養成施設において受講を開始した者については、保育士の登録

を受けた日から起算して、申請施設で1年間勤務することができない場合は、当該経費を補助しない。

島根県告示第476号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
江津市二宮町神主ハ534
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第477号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
江津市二宮町神主2239-5
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

公 告

島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成26年 8 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立総合福祉センターは、高齢者、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、寡婦、障がい者その他の県民に対して福祉に関する相談、援助、情報の提供及び研修を行うことで、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図るため設置された施設である。

本施設の管理には、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に創設された指定管理者制度を採用したところであり、施設の管理を行う指定管理者を募集することとした。

2 指定管理者が管理する施設の概要

施設名	島根県立東部総合福祉センター (施設全体の通称 いきいきプラザ島根)	島根県立西部総合福祉センター (施設全体の通称 いわみーる)
所在地	島根県松江市東津田町1741-3	島根県浜田市野原町1826-1
敷地	約12,405.28平方メートル	約12,374.96平方メートル
施設	鉄筋コンクリート造 5階建ほか	鉄筋コンクリート造 4階建ほか

3 指定管理者が行う業務

- (1) 島根県立総合福祉センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用許可に関する業務
- (2) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他付随する業務

4 指定期間

平成27年4月1日から5年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県立東部総合福祉センター	5年間の委託額	463,895千円（消費税額等8パーセントを含む。）以内
	年間委託額	92,779千円（消費税額等8パーセントを含む。）以内
	年間収入目標額	4,780千円
島根県立西部総合福祉センター	5年間の委託額	409,865千円（消費税額等8パーセントを含む。）以内
	年間委託額	81,973千円（消費税額等8パーセントを含む。）以内
	年間収入目標額	9,686千円

※ メリットシステムについて

収入目標額の110パーセントを上回る、又は90パーセントを下回る収入があった場合、その2分の1を当年度の委託料に反映させることとする。

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

(1) 申請書

島根県立総合福祉センター条例施行規則（平成7年島根県規則第39号。以下「規則」という。）で定める様式第1号

(2) 事業計画書

事業計画書の大きさはA4版とし、次の内容を記載すること。

ア 応募理由

イ 管理運営の方針

ウ 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）

エ 指定期間各年度分及び期間を通じての管理運営に要する経費の総額及び内訳

(3) その他申請に必要な書類

ア 活動実績書（規則で定める様式第2号）

イ 過去3年間に活動している場合にあっては、過去3年間の決算書及び事業計画書

ウ 定款等、印鑑証明書、登記事項証明書及び納税証明書

(4) 提出部数

正本1部及び副本10部。ただし、(3)ウについては、正本1部とする。

(5) 提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出先

16に記載する場所

イ 提出期限

平成26年10月17日（金）午後5時まで。郵送の場合は書留とし、平成26年10月17日（金）午後5時必着とする。

ウ 提出方法

郵送又は持参

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

8 仕様書の配付

(1) 配付期間

平成26年8月19日（火）から同年10月16日（木）までの平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配付場所

16に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。

(1) 開催日時

いきいきプラザ島根（松江）平成26年9月8日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

いわみーる（浜田）平成26年9月5日（金）午後2時から午後4時まで

(2) 集合場所及び集合時間

いきいきプラザ島根 平成26年9月8日（月）

当日午後1時20分までにいきいきプラザ島根玄関前に集合のこと。

いわみーる 平成26年9月5日（金）

当日午後1時50分までにいわみーる玄関前に集合のこと。

(3) その他

現地説明会に出席を希望する申請者は、平成26年8月29日（金）までに16に記載する場所まで連絡すること。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(2) 審査の項目

ア 管理運営の方針

イ 管理運営に要する経費

ウ 管理運営体制

(3) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県健康福祉部所管の公の施設指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき行う。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、平成26年10月24日（金）までに連絡する。

ウ プレゼンテーションは、平成26年10月下旬又は11月上旬に実施の予定である。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 申請者名は、選定後公表する。

カ 審査結果は、開示する。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を、指定管理者の候補者として平成26年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、島根県立総合福祉センターの管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設等使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設等又は施設等使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

- (1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。
- (2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

15 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) 島根県立総合福祉センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。
- (4) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成26年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (6) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (7) 島根県立総合福祉センター条例、規則その他関係法令を承知の上で申請すること。
- (8) 両施設の管理は、一括して行うことも、いずれか一方とすることも可能であること。

16 書類の配付場所及び提出先（問合せ先）

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 住所 島根県松江市殿町128番地
- (3) 担当部局 島根県健康福祉部健康福祉総務課総務情報グループ
- (4) 電話・ファクシミリ 電話0852-22-6253 ファクシミリ0852-27-6317

島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号。以下「条例」という。）第6条の規定により、指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成26年 8 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県立はつらつ体育館は、障がい者スポーツの振興を図り、もって障がい者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するために設置された施設である。

本施設の管理については、平成17年4月から、県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が平成27年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

- (1) 施設名 島根県立はつらつ体育館（以下「体育館」という。）
- (2) 所在地 島根県松江市上乃木七丁目1番27号
- (3) 規模及び構造

ア 敷地 約4,420平方メートル

イ 施設 鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板^{ぶき}葺 2階建て

3 指定管理者が行う業務

- (1) 体育館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他付随する業務

4 指定期間

平成27年4月1日から5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県が支払う委託料は、次の委託料（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。各年度の年間委託料は、分割支払とすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定で定めるものとする。

なお、消費税及び地方消費税は、8パーセントで積算している。

委託料 44,675千円以内（年間委託料 8,935千円以内）

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

(1) 申請書

島根県立はつらつ体育館条例施行規則（平成15年島根県規則第53号。以下「規則」という。）で定める様式第1号

(2) 事業計画書

事業計画書には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 応募理由

イ 管理運営の方針

ウ 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）

エ 指定期間各年度分及び期間を通じての管理運営に要する経費の総額及び内訳

(3) その他申請に必要な書類

ア 活動実績書（規則で定める様式第2号）

イ 過去3年間に活動している場合にあつては、過去3年間の決算書及び事業報告書

ウ 定款等、印鑑証明書、登記事項証明書及び納税証明書

(4) 提出部数

正本1部及び副本10部。ただし、(3)ウについては、正本1部とする。

(5) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所

16に記載する場所

イ 提出期限

平成26年10月17日（金）午後5時までに提出場所まで持参又は郵送をすること。

なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は平成26年10月17日（金）午後5時までに必着とする。

(6) その他申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

ウ 委託料は、消費税及び地方消費税を8%で積算すること。

8 仕様書の配付

(1) 配付期間

平成26年8月19日（火）から同年10月16日（木）までの平日

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配付場所

16に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。

(1) 開催日時 平成26年9月9日（火）午前10時から正午まで

(2) 集合場所及び集合時間 体育館の玄関前に午前9時50分に集合のこと。

(3) その他 現地説明会に出席を希望する者は、平成26年8月29日（金）までに16に記載する場所まで連絡すること。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(2) 審査の項目

ア 管理運営の方針

イ 管理運営に要する経費

ウ 管理運営体制

(3) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県健康福祉部所管の公の施設指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき行う。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、平成26年10月24日（金）までに連絡する。

ウ プレゼンテーションは、平成26年10月下旬又は11月上旬に実施の予定である。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 申請者名は、選定後公表する。

カ 審査結果は、開示する。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として平成26年11月定例島根県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、体育館の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設等使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設等又は施設等使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

(1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。

(2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に関する評価に関する事項は、別に定める。

15 留意事項

(1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(3) 体育館の管理のため新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

(4) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成26年12月予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(6) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(7) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

16 問合せ先

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町128番地

担当部局 島根県健康福祉部障がい福祉課計画推進グループ

電 話 0852-22-6526

F A X 0852-22-6687

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 8月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

給与管理システム開発・運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年 7月 9日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ワークスアプリケーションズ 代表取締役 牧野 正幸 東京都港区赤坂1-12-32

5 随意契約に係る契約金額

605,730,520円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年 8月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

空港用スノーパ除雪車 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年 3 月27日

(4) 納入場所

島根県出雲市斐川町沖洲2633-1

島根県出雲空港管理事務所

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類「4機械器具類」中分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」中分類「(1)車両類」の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成26年9月1日（月）午後4時までに、島根県土木部港湾空港課空港整備グループ（島根県松江市殿町8番地）宛てに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成26年9月10日（水）午前9時から同月11日（木）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所

ア 日時

平成26年9月11日（木）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課空港整備グループ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年9月12日（金）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課空港整備グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成26年9月1日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成26年9月1日（月）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課空港整備グループ

イ 島根県ホームページ上

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

平成26年9月11日（木）正午までに島根県土木部港湾空港課空港整備グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 X Sweeper Snow Plow for Airport use

-
- (2) Desired Date of Delivery : March 27, 2015
- (3) Place of Delivery : Administration Airport, Shimane Izumo Airport, Hikawacho Okisu 2633-1 Izumo-shi, Shimane Prefecture
- (4) Bid tendering date and time : 9 : 00a.m. September10, 2014~ 4 : 00p.m. September11, 2014
- (5) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, Japan 690-8501 (Phone : 0852-22-5934)
-

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年 8 月19日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立隠岐水産高等学校模擬視界表示機能付レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年 3 月31日（火）

ただし、システム構築期限は平成27年 3 月27日（金）とする。

(4) 納入場所

島根県立隠岐水産高等学校（島根県隠岐郡隠岐の島町東郷吉津2）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」に登載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育庁教育施設課
電話 0852-22-6603
ファクシミリ 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成26年8月19日（火）から同年9月12日（金）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、押印の上、ファクシミリで(1)の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

ア 日時 平成26年9月29日（月）午後1時30分まで
（郵便入札にあつては、平成26年9月29日（月）正午必着）
イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室
（郵便入札にあつては、3(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年9月29日（月）午後1時30分から
イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号及び第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成26年9月12日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Details : Radar ARPA Simulator

Desired Date of Delivery : 31 March 2015

Place of Delivery : Shimane Prefectural Okisuisan High School 2 togoyoshidu, Okinoshima-cho, Oki-gun, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender : 13 : 30 p.m. 29 September 2014 (Applications by mail must arrive at the Office above by 12 : 00 p.m. 29 September 2014)

(3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-6603

教 育 委 員 会 公 告

島根県立武道施設条例（昭和45年島根県条例第10号）第7条及び島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）第6条の規定により、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成26年 8月19日

島根県教育委員会教育長 藤原孝行

1 募集の目的

島根県立武道施設及び島根県立体育施設（以下「島根県立体育施設等」という。）は、スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するために設置された施設である。

島根県立体育施設等の管理については、平成17年度から県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が平成27年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集することとした。

2 募集方法及び施設の概要

募集に当たっては、次の(1)から(5)までの施設について、一括で管理及び運営をする指定管理者を募集する。

(1) 施設名 島根県立武道館

主要な施設及び所在地 本館 島根県松江市内中原町52番地

弓道場 島根県松江市学園一丁目5番5号

主な施設の内容 第一道場（柔道場）、第二道場（剣道場）、トレーニング室、会議室、土俵場、弓道場（近的）、巻きわら道場

(2) 施設名 島根県立石見武道館

所在地 島根県浜田市黒川町3735番地

主な施設の内容 柔道場、剣道場、健康・体力室、トレーニング室、会議室、研修室

(3) 施設名 島根県立水泳プール

所在地 島根県松江市上乃木十丁目4番2号

主な施設の内容 50mプール、25mプール、飛込プール、幼児用プール、トレーニング室、会議室

(4) 施設名 島根県立体育館

所在地 島根県浜田市黒川町3735番地

主な施設の内容 競技場（バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン8面、テニス2面、ハンドボ

ール1面)、多目的ルーム、キッズルーム、フィットネスルーム、トレーニングルーム、会議室

(5) 施設名 島根県立サッカー場

所在地 島根県益田市乙吉町631番地2

主な施設の内容 メインスタンド、バックスタンド、大会本部室、会議室、選手更衣室、審判控え室、ウォームアップスペース、スコアボード、ナイター照明、天然芝ピッチ

3 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は、次の(1)から(5)までとする。ただし、業務範囲に掲げる全ての業務を一括して他の事業者へ委託することはできないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとする。

なお、詳細は、別に定める島根県立体育施設等指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(1) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務

(2) 施設等の使用料の徴収に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) 施設を利用したスポーツの普及振興に関する業務

(5) その他教育委員会が必要と認める業務

4 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を予定している。

5 管理に要する経費

島根県が支払う委託料は、次に掲げる額（消費税率及び地方消費税率の合計を8パーセントとして積算した消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。各年度の年間委託料は、分割支払とすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定で定めるものとする。

なお、各年度において、年間収入目標額を±10パーセントを上回る変動があった場合には、その2分の1を当該年度の委託料に増額又は減額をすることで反映させるものとする。

委託料 1,736,780千円以内（年間委託料 347,356千円以内）

年間収入目標額 39,434千円

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当することが必要である。

(1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生手続、再生手続等をしていない法人等であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、その措置の期間が満了していない法人等でないこと。

(6) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

(1) 申請書

島根県立武道施設条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第30号）及び島根県立体育施設条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第31号）で定める様式第1号

(2) 管理運営事業計画書

次のアからコまでに掲げる項目について具体的に記載すること。

ア 応募理由

イ 県内のスポーツ振興へ寄与するための具体的対策

ウ 利用者のサービス向上対策

エ 利用者の要望の把握及び実現策

オ 緊急時（利用者の事故等・災害時）の体制・対策、防災対策及び危機管理体制

カ 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

キ 職員の配置（組織図、指揮命令系統、常勤・非常勤の別、主な資格、年齢等）

ク 平成27年4月1日から業務を遂行するための移行計画

ケ 現に施設等に従事している職員の雇用についての考え方

コ 職員の指導育成計画及び研修計画

(3) 指定期間各年度分の収支予算書

ア 人件費及び法定福利費、管理費（直営・委託の別）、事務費並びに事業費の明細

イ 自主事業があれば、その内容及び収支計画

(4) その他の申請に必要な書類

ア 法人等の活動実績（島根県立武道施設条例施行規則及び島根県立体育施設条例施行規則で定める様式第2号）

イ 法人等の過去3年間の決算書

ウ 法人等の定款等、印鑑証明書、法人登記事項証明書及び納税証明書

(5) 提出部数

正本1部及び副本9部。ただし、7(4)ウについては、正本1部とする。

(6) 提出先

郵便番号 690-8502

住 所 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県教育庁保健体育課生涯スポーツ振興グループ

電話番号 0852-22-5424

F A X 0852-22-6767

(7) 提出期限 平成26年10月14日（火）午後5時まで

提出場所まで持参又は郵送をすること。

なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は平成26年10月14日（火）午後5時までに必着とする。

(8) その他申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

8 仕様書の配付

(1) 配付期間

平成26年8月19日（火）から同年9月19日（金）までの平日

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配付場所

7(6)に記載する場所

9 現地説明（見学）会

現地説明（見学）会を、次のとおり開催する。出席を希望する応募者は、平成26年8月29日（金）までに7(6)に記載する場所まで連絡すること。

(1) 施設名 島根県立体育館及び島根県立石見武道館

開催日時 平成26年9月4日（木）午前10時30分から午後0時30分まで
集合場所及び集合時間 島根県立体育館正面入口に午前10時20分に集合。

(2) 施設名 島根県立サッカー場

開催日時 平成26年9月4日（木）午後2時30分から午後3時30分まで
集合場所及び集合時間 現地正面入口に午後2時20分に集合。

(3) 施設名 島根県立水泳プール

開催日時 平成26年9月5日（金）午後2時から午後3時まで
集合場所及び集合時間 現地正面入口に午後1時50分に集合。

(4) 施設名 島根県立武道館

開催日時 平成26年9月5日（金）午後3時30分から午後4時30分まで
集合場所及び集合時間 現地正面入口に午後3時20分に集合。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、県内のスポーツの振興に寄与するものであること。
- ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- エ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査の項目

- ア 本県のスポーツ振興に寄与するものであること。
- イ サービスの向上及び平等な利用が図られていること。
- ウ 維持管理の内容が適切であること。
- エ 人的能力及び財政的基盤が適切であること。
- オ 収支計画の内容が適切であること。
- カ 施設等の管理運営経費の内容が適切であること。

(3) 選定方法

- ア 指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定は、島根県立体育施設等指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、審査の基準に基づき行う。
- イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、平成26年10月21日（火）までに連絡する。
- ウ プレゼンテーションは、平成26年10月下旬に実施する。
- エ 委員会は、非公開とする。
- オ 候補者の選定結果は、申請者全員に書面で通知する。
- カ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故がある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- キ 審査結果は、指定管理者の指定後まで開示しない。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、候補者は平成26年11月定例島根県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目の事項について協議の上、島根県立体育施設等の管理及び運営に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 指定管理者に係る評価の実施

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況について評価を毎年度実施する。評価結果については、指定管理者に通知し、島根県議会へ報告するとともにホームページで公表する。

15 指定管理者に対する監査

地方自治法（昭和27年法律第67号）第199条第7項の規定により、指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る事務については監査の対象となり、島根県又は監査委員が必要と認めるときは監査を行う。

16 留意事項

(1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。

(3) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、請け負わせてはならない。

(4) 島根県立体育施設等の管理、運営のため新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。こと。

(5) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成26年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(6) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(7) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

- (8) 島根県立武道施設条例、島根県立体育施設条例、島根県立武道施設条例施行規則、島根県立体育施設条例施行規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

〒690-8502

島根県松江市殿町1番地

島根県教育庁保健体育課生涯スポーツ振興グループ

電話番号 0852-22-5424

F A X 0852-22-6767

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成26年 8 月19日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
地域密着型特別養護老人ホーム サテライトむらくも	仁多郡奥出雲町横田1063-1	平成26年 8 月 6 日
身体障害者療護施設コスモス	仁多郡奥出雲町稲原57-6	平成26年 8 月 6 日